

作業停止計画調整マニュアル（変更案）新旧比較表

注：図の追加による以降の図番号の変更については省略

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）	変更理由
<p>(2) 本マニュアルで用いる用語の定義</p> <p>本マニュアルで使用する用語については、次のとおり定義する。</p> <p>1～8（略）</p> <p>9 「検討会等」とは、広域機関事務局長が設置する「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」及びその検討会から引き継がれた検討会などのことをいう。</p>	<p>(2) 本マニュアルで用いる用語の定義</p> <p>本マニュアルで使用する用語については、次のとおり定義する。</p> <p>1～8（略）</p> <p>9 「検討会等」とは、広域機関事務局長が設置する「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」及びその検討会から引き継がれた検討会などのことをいう。</p> <p><u>10 「一般送配電事業者調整方式」とは、一般送配電事業者がメリットオーダーに基づき発電制約量を調整する方式のことをいう。</u></p>	<p>・定義を記載</p>
<p>b 調整の在り方</p> <p>① 一般送配電事業者は、発電制約量と必要に応じてその根拠等（以下、「発電制約量等」という）を関係事業者へ通知する。関係事業者はその情報を基に発電制約量の売買を希望するか判断をする。一般送配電事業者は、関係事業者から発電制約量の売買を希望する申し出があった場合、関係事業者へ関係事業者リストを提供する。</p> <p>なお、一般送配電事業者は、同調作業が予定されており定格容量比率按分による発電制約量の配分を実施しない場合においても、流通設備や発電機の作業停止の工程変更等（休止中発電機が運転再開となる場合も同様）により発電制約量が配分される可能性を考慮し、原則として、関係事業者全てに発電機作業停止がない場合における発電制約量を通知する。</p> <p>また、関係事業者は発電機作業停止計画等の計画変更がある場合は、速やかに一般送配電事業者に連絡をする。</p> <p>② 一般送配電事業者は、関係事業者へ調整希望内容及び調整期日を連絡する。関係事業者は、発電制約量や発電制約量の増減に係る費用などの調整を行い、調整後の発電制約量を一般送配電事業者へ報告する。</p> <p>③ （以下略）</p>	<p>b 調整の在り方</p> <p>① 一般送配電事業者は、発電制約量と必要に応じてその根拠等（以下、「発電制約量等」という）を関係事業者へ通知する。関係事業者はその情報を基に発電制約量の売買を希望するか判断をする。一般送配電事業者は、関係事業者から発電制約量の売買を希望する申し出があった場合、関係事業者へ関係事業者リストを提供する。</p> <p>なお、一般送配電事業者は、同調作業が予定されており定格容量比率按分による発電制約量の配分を実施しない場合においても、流通設備や発電機の作業停止の工程変更等（休止中発電機が運転再開となる場合も同様）により発電制約量が配分される可能性を考慮し、原則として、関係事業者全てに発電機作業停止がない場合における発電制約量を通知する。</p> <p>また、関係事業者は発電機作業停止計画等の計画変更がある場合は、速やかに一般送配電事業者に連絡をする。</p> <p>② 一般送配電事業者は、関係事業者へ調整希望内容及び調整期日を連絡する。関係事業者は、発電制約量や発電制約量の増減に係る費用などの調整を行い、調整後の発電制約量を一般送配電事業者へ報告する。<u>なお、関係事業者間の調整においては、経済合理性にもとづき協議することを基本に、関係事業者間にて合意形成に努める。</u></p> <p>③ （以下略）</p>	<p>・関係会社間の調整における基本的考え方を記載。</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)	変更理由
--------------	--------------	------

h 緊急時の作業停止計画の調整の省略
 一般送配電事業者及び電気供給事業者は、人身の安全又は設備保安上の理由により緊急を要する場合は、作業停止計画の調整の手続きを行わず、直ちに関係する電力設備を停止することができる。

h 緊急時の扱い
 ①緊急時の作業停止計画の調整の省略
 一般送配電事業者及び電気供給事業者は、人身の安全又は設備保安上の理由により緊急を要する場合は、作業停止計画の調整の手続きを行わず、直ちに関係する電力設備を停止することができる。
 ②緊急時における発電抑制
 ①により、故障発生からが作業停止となるが、緊急時に発電抑制を伴った場合、「給電指令による発電抑制」から「作業停止に伴う発電抑制」への移行タイミングは給電指令時補給終了（給電指令から原則として3コマ分まで[※]）後とし、公平性の観点から、発電制約量は定格容量比率按分値とする。なお、関係事業者間の協議により、発電制約量売買方式を適用することも可能とする。（図6）
 また、緊急時発生直後は発電抑制が発生しないが、需要等の系統状況変化に伴い、給電指令により給電指令から原則として4コマ以降の発電抑制を行う場合（給電指令時補給がない場合）については、給電指令による発電抑制後を「作業停止に伴う発電抑制」とする。（図7）

・緊急時における考え方を記載。

※ 1コマ：30分

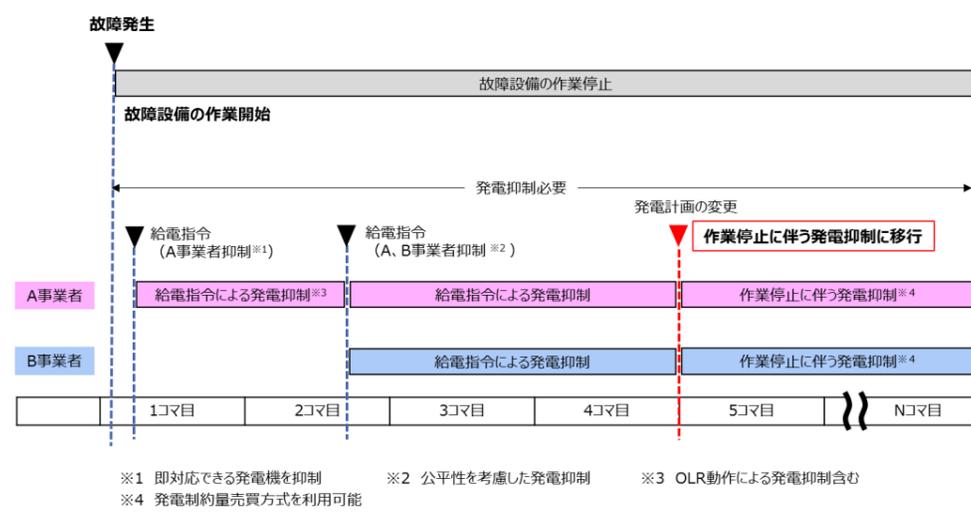


図6 緊急時における「給電指令による発電抑制」から「作業停止に伴う発電抑制」への移行タイミングのイメージ

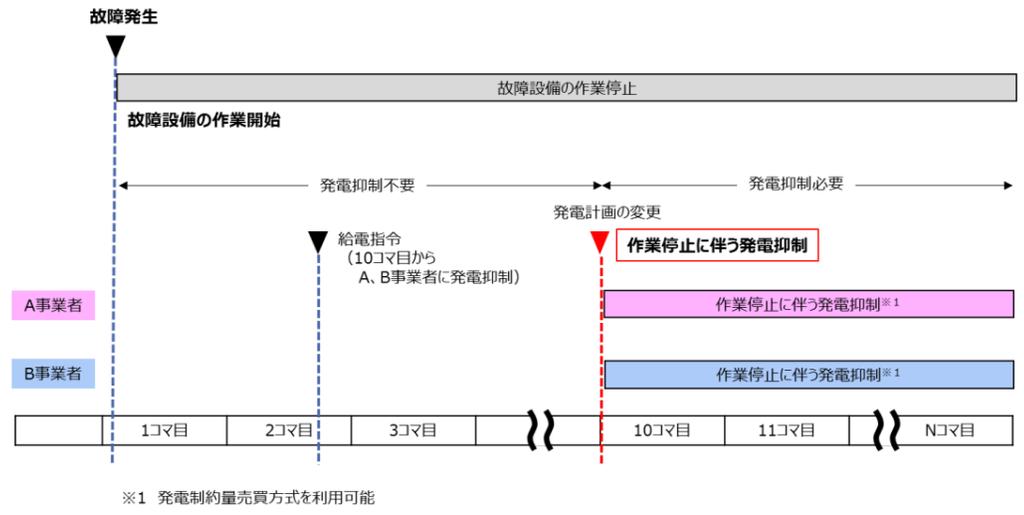


図7 緊急時における「作業停止に伴う発電抑制」のタイミングのイメージ（給電指令時補給がない場合）

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)	変更理由
	<p><u>③給電指令の検証</u></p> <p><u>広域機関は、緊急時における発電抑制に伴う給電指令で複数の関係事業者に対して発電抑制が発生した場合は、一般送配電事業者に「その内容について広域機関への報告」を求め、検討会等において検討中の一般送配電事業者調整方式等の導入までを目途に、以下の事項について広域機関が検証し、その内容を検討会等に報告する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・給電指令が妥当であったか。</u> <u>・給電指令に発電事業者が従っているか。</u> <u>・給電指令時補給が給電指令から原則として3コマ分までとなっているか。</u> <p><u>④発電制約量売買方式へのスムーズな移行</u></p> <p><u>緊急時において発電制約量売買方式にスムーズに移行できるよう、以下を実施する。</u></p> <p>○ <u>一般送配電事業者</u></p> <p><u>需要や系統状況等により、緊急時に複数の関係事業者に対して発電抑制が必要となると予想される系統（作業停止計画において発電設備の作業同調を考慮しない場合に発電抑制が発生する系統や、過去に緊急時において発電抑制が発生した系統を基本とする）について、予め、発電抑制が発生する時期・最大抑制量等を想定できる範囲内で関係事業者及び広域機関に通知する。また、関係事業者から「事前に緊急時の発電制約量売買方式に関する取り決めを講じる」との連絡を受けた場合は、関係事業者へ関係事業者リストを提供する。</u></p> <p><u>なお、系統状況等の変更により、通知した内容に大幅な変更がある場合は、変更後の内容を再通知する。</u></p> <p>○ <u>関係事業者</u></p> <p><u>緊急時に複数の関係事業者に対して発電抑制が必要となると予想される系統において、抑制量が発電機の最低出力以下となり停止せざるを得なくなるなど、定格容量比率按分に応じることが困難と考えられる場合は、事前に関係事業者間において「緊急時の発電制約量売買方式に関する取り決め」（以下、事前取り決め）を講じておく。なお、事前取り決めを講じる場合は、一般送配電事業者にその旨を連絡する。</u></p> <p><u>また、事前取り決めのうち、発電制約量に関する内容を一般送配電事業者に通知し、差支えない範囲で具体的な事前取り決め内容を広域機関に報告する。</u></p> <p>○ <u>広域機関</u></p> <p><u>他の事業者の参考となるよう、関係事業者の了解が得られた範囲で具体的な事前取り決め内容を検討会等にて報告する。事前の関係事業者間調整において不調となる場合は、関係事業者からの要請を受け、再調整が必要と判断した場合は、関係事業者に再調整を依頼する。再調整を行っても協議が不調となった場合は、検討会等に報告する。</u></p> <p><u>なお、再調整を行っても不調となった場合は、一般送配電事業者が作業停止計画調整マニュアルで定めている考え方を適用することにより算出した定格容量比率按分値を発電制約量とすることについて、広域機関が関係事業者に通知する。</u></p> <p><u>⑤緊急時の扱いが適用された事例の公表</u></p> <p><u>広域機関は、緊急時の扱いが適用された事例について、検討会等で以下の内容を公表する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>○発生エリア、発生日、停止設備、停止要因、発電抑制対象事業者数（単一もしくは複数）、停止中における最大抑制量、停止時間、停止設備の現在の状況</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域機関における給電指令の妥当性（関係事業者間の公平性等）検証について記載。 ・緊急時において発電制約量売買方式にスムーズに移行できるよう、一般送配電事業者、関係事業者等が実施する項目を記載。 ・検討会等において公表する内容について記載。

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）	変更理由																																
<p>ウ その他</p> <p>○「(6) 広域連系系統（連系線は除く）において発電制約を伴う作業停止計画調整の考え方」は、検討会等において検討中の、一般送配電事業者調整方式等の導入までの暫定運用である。</p> <p>※一般送配電事業者がメリットオーダーに基づき発電制約量を調整する方式</p> <p>○発電制約を伴う作業停止で選定された発電機の発電計画提出者が変更になる場合は、円滑な作業停止計画の調整を図るため、当該事業者は、計画策定時において一般送配電事業者と発電計画提出者間で確認した作業停止計画や発電制約量等を、新発電計画提出者及び当該発電事業者へ引き継ぐ。</p>	<p>ウ その他</p> <p>○「(6) 広域連系系統（連系線は除く）において発電制約を伴う作業停止計画調整の考え方」は、検討会等において検討中の、一般送配電事業者調整方式等の導入までの暫定運用である。</p> <p>○発電制約を伴う作業停止で選定された発電機の発電計画提出者が変更になる場合は、円滑な作業停止計画の調整を図るため、当該事業者は、計画策定時において一般送配電事業者と発電計画提出者間で確認した作業停止計画や発電制約量等を、新発電計画提出者及び当該発電事業者へ引き継ぐ。</p>	<p>・「(2) 本マニュアルで用いる用語の定義」に記載したため削除。</p>																																
<p>附則</p> <p>発電制約量売買方式による関係事業者間調整は、以下のとおり新規の件名について適用する。ただし、調整済みの件名において、上記を希望する旨の関係事業者間の総意がある場合は、発電制約量売買方式による関係事業者間調整を適用することができる。</p> <p>【年間計画】</p> <p>2019年度分：新規件名分（2017年度に策定した年間計画（翌々年度分）として決定済みの件名は対象外）</p> <p>2020年度分以降：全て対象</p> <p>【月間計画】</p> <p>2018、2019年度分：新規件名分[2017年度に策定した年間計画（翌年度分、翌々年度分）として決定済みの件名は対象外]</p> <p>2020年度分以降：全て対象</p> <p>改正履歴</p> <table border="1" data-bbox="68 1360 1169 1499"> <thead> <tr> <th>バージョン</th> <th>改正日</th> <th>追加・変更内容</th> <th>変更箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 0</td> <td>2018年10月1日</td> <td>・新規</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	バージョン	改正日	追加・変更内容	変更箇所	1. 0	2018年10月1日	・新規	—	<p>附則</p> <p>発電制約量売買方式による関係事業者間調整は、以下のとおり本マニュアルが施行された 2018年10月1日より前に決定されていた件名（調整済みの件名）については、適用外とする。ただし、調整済みの件名において、上記を希望する旨の関係事業者間の総意がある場合は、発電制約量売買方式による関係事業者間調整を適用することができる。</p> <p>【年間計画】</p> <p>2019年度分：2017年度に策定した年間計画（翌々年度分）として決定済みの件名</p> <p>【月間計画】</p> <p>2019年度分：上記年間計画からの月間計画件名</p> <p>改正履歴</p> <table border="1" data-bbox="1234 1360 2347 1770"> <thead> <tr> <th>バージョン</th> <th>改正日</th> <th>追加・変更内容</th> <th>変更箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 0</td> <td>2018年10月1日</td> <td>・新規</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2. 0</td> <td>2019年10月1日</td> <td>・「一般送配電事業者調整方式」の定義を追加、削除</td> <td>P 4、26</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・関係会社間の調整における基本的考え方を追加</td> <td>P 19</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・緊急時における考え方を追加</td> <td>P 21～23</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・「附則」及び「改正履歴」を見直し</td> <td>P 34</td> </tr> </tbody> </table>	バージョン	改正日	追加・変更内容	変更箇所	1. 0	2018年10月1日	・新規	—	2. 0	2019年10月1日	・「一般送配電事業者調整方式」の定義を追加、削除	P 4、26			・関係会社間の調整における基本的考え方を追加	P 19			・緊急時における考え方を追加	P 21～23			・「附則」及び「改正履歴」を見直し	P 34	<p>・現状に合わせ見直し。</p> <p>・改正履歴の見直し。</p>
バージョン	改正日	追加・変更内容	変更箇所																															
1. 0	2018年10月1日	・新規	—																															
バージョン	改正日	追加・変更内容	変更箇所																															
1. 0	2018年10月1日	・新規	—																															
2. 0	2019年10月1日	・「一般送配電事業者調整方式」の定義を追加、削除	P 4、26																															
		・関係会社間の調整における基本的考え方を追加	P 19																															
		・緊急時における考え方を追加	P 21～23																															
		・「附則」及び「改正履歴」を見直し	P 34																															